

出生前検査の意思決定を取り巻く 情報提供について

21MN035 遺伝看護学 上級実践コース 三ツ屋 妙

	日本	欧州	アメリカ
1900年代	<p>1900 精神病患者監護法 “合法的な私宅監置によって精神病患者が社会に及ぼす危害を防止・病者の身体保護のため”</p>	<p>イギリス フランシスゴルトン 1904 「優生物学 定義 願望 目的」を発表 1913 精神障害者の強制収容と性的隔離を含む精神病法が成立 1915 スウェーデン婚姻法改正 障害者の婚姻禁止 1929 デンマーク 断種法</p>	<p>1904 実験進化研究所設立 1907 精神障害者や犯罪者への断種法が多くの州で成立 1910 優生物学記録局 1924 絶対的移民制限法 1927 連邦最高裁判所 強制断種を合憲とした</p>
戦中	<p>1940 国民優生法 ドイツの影響を受けた優生断種法になるはずだったが産めよ増やせよ政策を支える中絶禁止法としての側面が強調された 1948 優生保護法となり障害者への強制断種を合法化</p>	<p>1933 ドイツ ナチス断種法</p>	

	日本	諸外国
1960年-1980年まで	<p>1953 らい予防法</p> <p>1960 「不幸な子どもを生まないための運動」 胎児の障害を理由に中絶を認可する胎児 条項を加えようとする優生保護法改正運動 開始</p> <p>1962 人口資質向上対策に関する決議:厚生労働省</p> <p>1968 羊水検査導入</p> <p>1970 青い芝の会を中心とする優生保護法改正に 対する反対運動 神奈川県立こども医療センターで遺伝診療部門 設立</p>	<p>1963-1976 西ドイツ スウェーデン デンマーク 胎児に障害がみられる場合女性の自 己決定に基づいて中絶をみとめる</p> <p>1956 ヒトの染色体数の確定</p> <p>1960 アメリカでは社会的マイノリティの権 利確立運動 遺伝の基本原理が分子レベルで解明</p>

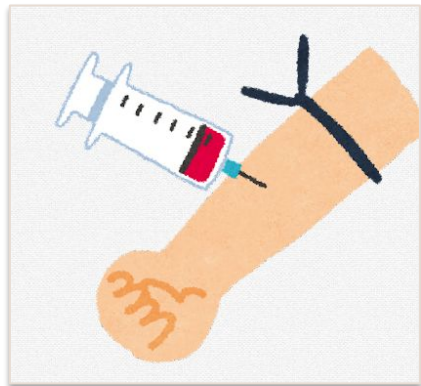
	日本	国際組織
1980年代以降	<p>1987 優生保護法における優生手術の適応自由に関する研究(厚生労働省) 公益上の必要を理由とする強制不妊手術は人権侵害にあたるという見解</p> <p>1993 障害者基本法発布</p> <p>1996 優生保護法の優生条項を削除し母体保護法が成立</p>	<p>国連 1981 国際障害者年 1983-1992 国際障害者の10年 1994 国連国際人口開発会議のNGO会議 障害者の強制断種を正当化している日本を非難</p>

藤川(2008)優生学からみた子ども

八藤後(2005)障害者の生存権と優生思想 -障害児教育への示唆と展望 -

青木先生授業スライドを組み合わせて年表化

NIPT(非侵襲的出生前遺伝学的検査)について

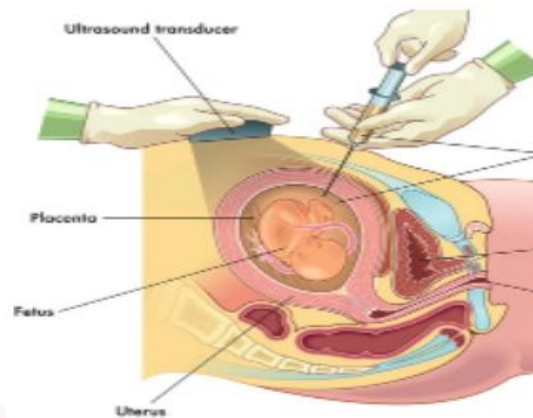


2012年8月29日『読売新聞』が
朝刊一面トップに「妊婦血液でダウン症診断
国内5施設 精度99%
と報道した。

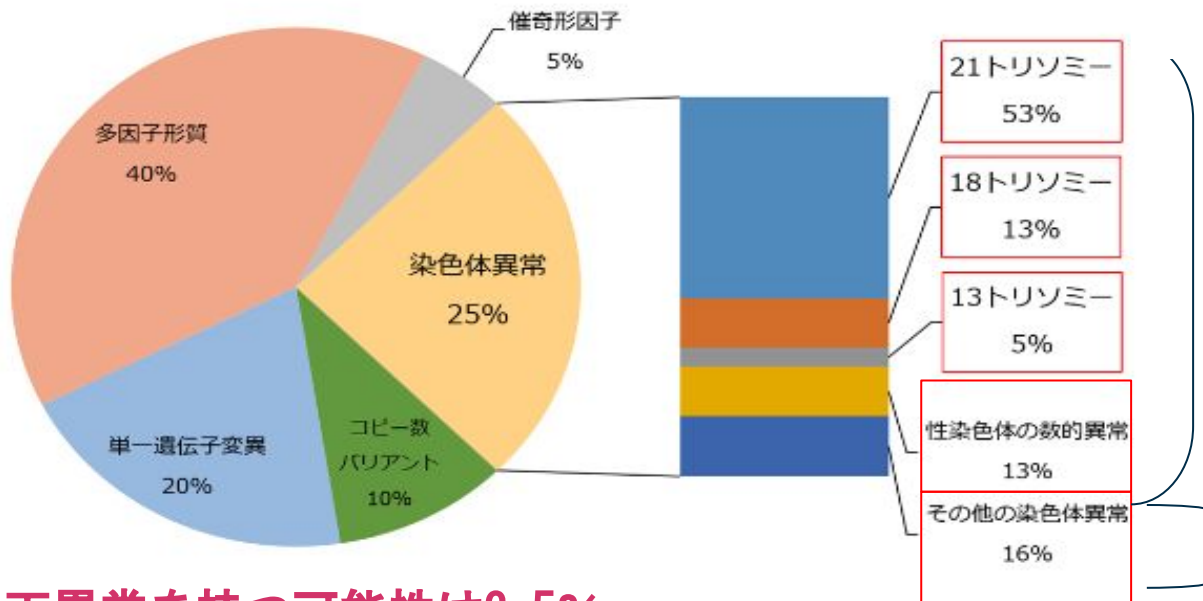
母体の採血で
胎児の13、21、18番
染色体のトリソミーが
分かります。
(非確定検査)

実際には確定診断ではないため、検査が陽性と
出た場合には羊水検査などの侵襲的な検査に
よって確定診断が必要です。

羊水検査で分かること



先天性疾患の原因



染色体の数の異常

染色体の構造の異常

先天異常を持つ可能性は3-5%

意思決定のプロセス

夫婦二人でよく話し合っ
て決めることが大切である。
遺伝カウンセリングを通して
気持ちを整理し、必要であ
れば選択する過程である。

出生前検査を受
けるかどうか



確定的検査が
必要かどうか



妊娠を継続か
中断か



継続的な支援
を要する

- 出生前検査で判明するのは最大でも先天異常の1/4である
- 検査を受けて何を知りたいのか
- 検査を受けることも受けないことも自由である

- 非確定検査は確定検査ではない。
- 確定検査は侵襲的手段であり流産のリスクを負う

- 倫理的な葛藤を抱える
- 中断する場合には身体的・心理的負担を感じる
- 継続する場合には出産に向けての不安等、言い表せない感情と向き合い続ける

- どのような決断をしても尊重され、信頼できる支援者から継続的な支援を受ける。
- 出生前検査の結果が陰性であったとしても子供の遺伝情報を調べたことへの罪悪感を持つ人もいる。

相談窓口

ゆりかご

ブックレット

医療関係・
行政の方へ

お知らせ

オンラインピアサポート 「ゆりかご」

YURIKAGO

胎児ホットラインでは出生前検査前後の家族が、
オンライン上で無料相談できるピアサポート「ゆりかご」を運営しております。

出生前診断やおなかの赤ちゃんの病気について

不安や悩みを一人で抱えていませんか？

あなたの味方になれる仲間がいます。

＼ 冊子のお求めはこちらから / ダウン症のある暮らし

Living with Down Syndrome

冊子
販売中

ダウン症のある
フランスの暮らし 日本のからし
Vivre avec la trisomie 21 en France et au Japon



ダウン症のあるヨコハマのからし
Living with Down Syndrome in YOKOHAMA



ダウン症のある暮らし
Living with Down Syndrome



出生前診断、10年で2.4倍 35歳以上で25% 16年7万件

社会 | 暮らし・学び・医療 | 速報 | 医療・健康

毎日新聞 | 2018/12/28 06:00 (最終更新 12/28 06:11) | 有料記事 | English version | 1041文字



出生前診断の件数の推移

胎児の染色体異常などを調べる出生前診断の国内実施件数が、この10年間で2.4倍に急増したことが、国立成育医療研究センターなどの調査で分かった。直近の2016年は約7万件と推定され、35歳以上の高年妊婦に限れば4分の1が受けている計算になる。診断で異常が確定すると大半が中絶を選ぶため、「命の選別」につながるとの懸念も強く、慎重な実施が求められてきたが、普及が急速に進んでいる実態が浮かんた。

国内の出生前診断は登録制度がなく、実施件数や施設数は把握されていない。研究チームは、医療機関が採取した母親の血液などを調べる解析施設への調査などから、母体血清マーカー検査▽新型出生前診断（NIPT）▽羊水検査▽絨毛（じゅうもう）検査——の総数を推計した。

